

青市保感第423号

令和7年2月17日

一般社団法人 青森市医師会
会長 北畠 滋郎 様

青森市長 西 秀記

定期の予防接種に関する間違いの防止対策の徹底について（注意喚起）

本市の予防接種事業の実施につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、令和7年2月13日付けで青森県健康医療福祉部保健衛生課より別添のとおり通知がありましたので送付いたします。

定期の予防接種に関する間違いの防止については、令和7年2月7日付け青市保感406号により予防接種指定医療機関に送付したところですが、改めて本事例と同様の間違いが生じないように注意喚起いただくとともに、予防接種の間違い防止に向けた取組を徹底していただきますようお願いいたします。

【担当】

青森市保健所感染症対策課

総務ワクチンチーム 森谷、宮田

TEL017-718-2852 FAX017-718-2867

青保第1146号
令和7年2月13日

各市町村長 殿
(予防接種担当課所管)

青森県健康医療福祉部保健衛生課長
(公印省略)

定期の予防接種による間違い防止対策の徹底について（注意喚起）

定期の予防接種の実施については、予防接種法及びこれに基づく政省令によるほか、「定期接種実施要領」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知。以下「実施要領」という。）によることとされています。

また、「予防接種による事故の防止について」（平成15年12月24日付け健感発第1224001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）及び「定期の予防接種による事故の防止について（勧告）」（平成17年6月7日付け健感発第0607001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等により、定期の予防接種による間違い防止対策の徹底をお願いしているところです。

このような中、今般、県内の市町村が実施した定期の予防接種において、有効期限切れのワクチンを接種したという間違いが発生しました。

貴市町村においては、従来から間違いの防止に向けた取組などの対策を実施されていることと存じますが、再度、下記事項に留意の上、適切に定期の予防接種を実施して下さるようお願いいたします。

記

- 1 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）及び実施要領に基づき、ワクチンの種類、有効期限、接種量、接種年齢（時期）及び接種間隔を遵守し、確実に確認すること。
- 2 間違い防止のためのマニュアルを整備・確認し、医療機関等、接種場所における適切な実施を確保すること。

【担当】感染症対策グループ 千代谷
電 話 017-734-9141
FAX 017-734-8047